

21中地交第6号
2022年2月16日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 茂木 孝之 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

勤務時間制度の見直し概要に関する要求

郵政グループ各社は2021年11月18日、「勤務時間制度の見直し概要」を示してきました。郵政ユニオン中国地方本部は、以下の要求を提出しますので、各職場での周知が始まるまでに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 会社は勤務時間制度の見直しについて「準備時間」を新設し、休憩・休息時間を変更するとしているが、見直しは行わず現行の勤務時間内に更衣等を行うこと。
- 2、 準備時間を新設する理由を明らかにすること。
- 3、 ユニホームの着用を、義務付けられている社員と義務付けられていない社員との間に不利益が生じると考えるが、会社の考え方を明らかにすること。
- 4、 休憩・休息時間を変更する理由を明らかにすること。
- 5、 見直しにより夜勤手当、早出勤手当、夜間特別勤務手当等の時間帯にかかるケースが考えられるが、手当の付与について具体的に示すこと。
- 6、 勤務時間制度の見直しを行った際の出退勤システムの打刻等について、具体的に明らかにすること。
- 7、 局舎等の施錠・解錠作業について。
 - (1) 深夜勤務がない事業所では、夜勤者が施錠し早番者が解錠を行っているが、勤務時間内に施錠解錠作業を行うようにすること。また、業務等の影響で勤務時間外に行った場合は、超過勤務手当を支給すること。
 - (2) 施錠・解錠時間は労働時間であると考え、会社の見解を明らかにすること。
 - (3) 中国支社管内における、早番者・夜勤者が開閉を行っている事業所

- を明らかにすること。
- 8、 超過勤務発令や時間休取得等、各職場でトラブルが発生しないよう、会社側・労働者側それぞれお互いが理解を深める目的で、現場での業務研究会・職場周知等徹底し、会社としての説明責任を果たすこと。
 - 9、 「準備時間」中に交通事故が発生する等、様々なケースが想定される。都度の口頭説明と言った場当たりの対応ではなく、個別具体的に社員就業規則を変更、記載し明確化すること。
 - 10、 実施は2022年4月となっている。各支部段階での意思疎通を遅滞なく行うこと。またそれを経て、各職場での業務研究会等を開催すること。

以上